

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる  
協議が調っていることの証明書

令和8年2月4日に開催した飯綱町地域公共交通活性化協議会において、下記事項に関し協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線  
地域間拠点バス「iバスコネクト」
2. 協議が調っている事項  
地域間拠点バス「iバスコネクト」の一部ダイヤ変更（別紙のとおり）
3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件  
運行開始日  
・令和8年4月4日（土）地域間拠点バス「iバスコネクト」

令和8年2月13日  
飯綱町地域公共交通活性化協議会  
会長 飯綱町長 土屋 龍彦